

受領 令和3年8月25日 12時05分

通告番号(7)1/3

令和3年8月25日

読谷村議会
議長 伊波 篤 殿

読谷村議会議員
城間 真弓 印

一般質問通告書

第510回読谷村議会定例会において次の事項の質問をしたいので、会議規則第61条第2項の規定により通告いたします。

質問要旨	答弁を求める者
<p>1 長引く新型コロナウイルスの状況下において、子どもたちが受ける影響と、村民へのサポートや補償について。</p> <p>(1) 熱中症が懸念されるこの時期のマスク着用、登下校時・授業中(体育の時)など、どのような対応(声かけ)をしているか。</p> <p>(2) こどものマスクの着用について、効果だけでなく、リスクについても学校内の全職員でしっかり話し合い、共通認識されているか。</p> <p>(3) 児童や生徒がコロナ陽性者になった場合、保健所での聞き取りによると、症状がない場合は自宅で10日間の健康観察。濃厚接触者の場合はたとえ検査で陰性でも、自宅で2週間の健康観察との事でした。陽性者よりも濃厚接触者の方が長い休みを強いられる。コロナに感染した子どもや、濃厚接触者となった子どもたちの学びの遅れに対する保障は? どのような対策や支援が行われたのか。</p> <p>(4) 村内学校のPCR検査は何回行われたのか。保育園、小学校、中学校別に。また、そのうちの陽性者は何人検出され、濃厚接触者と判断されたのは何人か。</p> <p>(5) 児童や生徒が陽性者や、濃厚接触者になった場合、陽性者が出たクラスの一斉PCR検査が行われる為、検査の結果が出るまでの数日間、また、結果次第では濃厚接触者で陰性が出た場合であっても、子どもを始め保護者も2週間の自粛を強いられており、その間の仕事の折り合いや、長期の休みを取った場合の補償はありません。また、時給制で働く保護者にとっては死活問題である。その実態を踏まえ、村の支援体制は。</p>	

質 問 要 旨	答弁を求める者
<p>ア 陽性者、または濃厚接触者になり長期に渡り休みを強い られた保護者の経済的な生活支援は。</p> <p>イ 保護者が陽性となった場合、非感染者であるお子さんの 養育支援体制は。</p> <p>ウ 介護者が陽性となった場合、要介護者の支援体制は。</p> <p>(6) 陽性者や、濃厚接触者になった子どもたちが学校へ復帰する 時の当事者の心のケアや、他の子から差別や偏見に繋がらな いような対策や配慮は。</p>	
<p>2 新型コロナウイルスや、コロナワクチンについて、健康と一人ひ とりの尊厳を守る立場で問う。</p> <p>(1) 今現在の村内の接種率は。(年代別に対象人数と、1回目接 種済み含む人数、摂取率)</p> <p>ア 65歳代以上。</p> <p>イ 64歳～50歳。</p> <p>ウ 49歳～30歳。</p> <p>エ 29歳～20歳。</p> <p>オ 19歳～16歳。</p> <p>(2) 8月18日から、村のラインでのコロナ情報が、コロナ感染 者人数から陽性者人数への発表に変わった経緯は。</p> <p>(3) 今年の3月議会でも取り上げましたが、コロナワクチンの有 効性、そして副作用のリスクについて、当日集団会場での問診 の際にも村民に直接伝えるように強く求めてきましたが、実 際接種が始まり会場でどのような説明がされているか。</p> <p>(4) 集団接種会場で接種後にショックやアナフィラキシーなど 強い副反応を示し、会場で直接医師が対応した件数と、救急搬 送された件数。</p> <p>(5) 厚生労働省が報告しているワクチン接種後の直近の死亡数 と、重症報告件数は。</p> <p>(6) ワクチン接種後に数日間にわたって副作用が続いた場合、相 談する期間が県の専門コールセンターや、国の厚生労働省へ 電話をするのは村民にとってハードルが高い。村としても村</p>	

質 問 要 旨	答弁を求める者
<p>民にワクチン接種を強く推奨しながら、万が一村民に何かあった時の相談窓口は、県や、国へと言うのは不親切である。村としても、接種後の健康不安に関し、相談窓口の創設が必要では。</p> <p>(7) 未来を担う子どもたちのコロナワクチン接種について、未だ治験の終わらないワクチンを接種する事について、村の方針は。</p> <p>(8) コロナワクチンを健康上の理由で打てない人。または、ワクチンへの安全性にまだ納得できない方も多く、ワクチンパスポートなどはまさしく差別や偏見に繋がるのではないかと懸念される。村としてもワクチン接種を受ける・受けないに関係なく1人ひとりの尊厳を憲法の立場からしっかりと守っていく立場で、村民への告知や、具体的な対策としてどう取り組んでいくのか。</p>	
<p>3 村道中央残波線の不戦宣言の碑がある付近から県道6号線に向けての視覚障害者誘導用ブロックが草で覆われており、当事者の方々が歩いた場合かなり危険である。対策を求める。</p>	